

一宮市立地適正化計画

届出の手引き

(都市機能誘導区域に係る届出)



1 立地適正化計画について

■立地適正化計画とは

人口の急激な減少と高齢化が進展する中であっても、高齢者をはじめとする住民が安心して便利に暮らせるよう、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設などにアクセスできるなど、コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づき、持続可能なまちづくりを目的とした計画です。

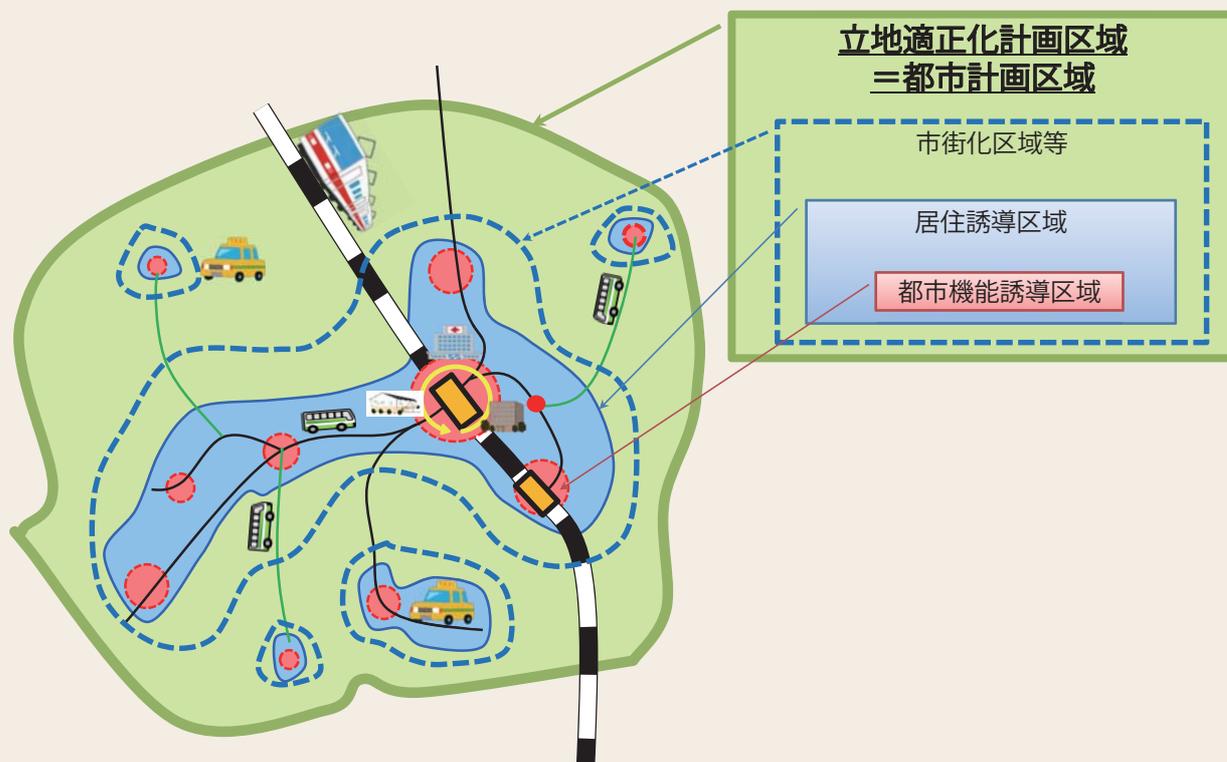
立地適正化計画には以下の区域を設定します。

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

居住誘導区域

人口減少の中であっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域



国土交通省（改正都市再生特別措置法等について）より

■届出制度について

一宮市では、少子高齢化や人口減少に対応し、将来にわたって、高齢者をはじめとする誰もが暮らしやすいまちづくりを目指し、都市再生特別措置法（以下、「法」といいます。）に基づき、立地適正化計画を策定し、都市機能誘導区域を定めます。（2019年5月1日公表）

これにより、都市機能誘導区域外における誘導施設（法第81条第2項第3号に規定する都市機能増進施設）の整備の動向を把握する為、届出が義務付けられます。（法第108条第1項、第2項及び法第108条の2第1項）

なお、届出をせず開発行為等を行ったり、虚偽の届出を行った場合、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。（法第130条第3項）

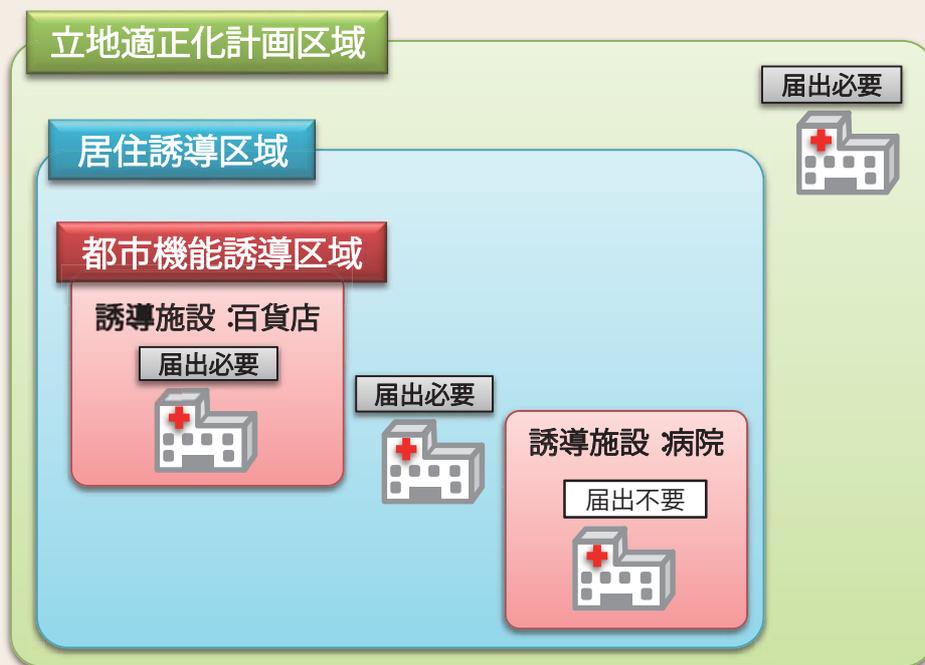
2 届出の対象となる行為

■届出の対象となる行為

都市機能誘導区域外の区域では、以下の行為を行う場合には、市長への届出が必要となります。
(法第 108 条第 1 項、第 2 項)

開発行為	○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築行為	○誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ○建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ○建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

また、都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止をしようとする場合も、市長への届出が必要となります。(法第 108 条の 2 第 1 項)



国土交通省(改正都市再生特別措置法等について)より

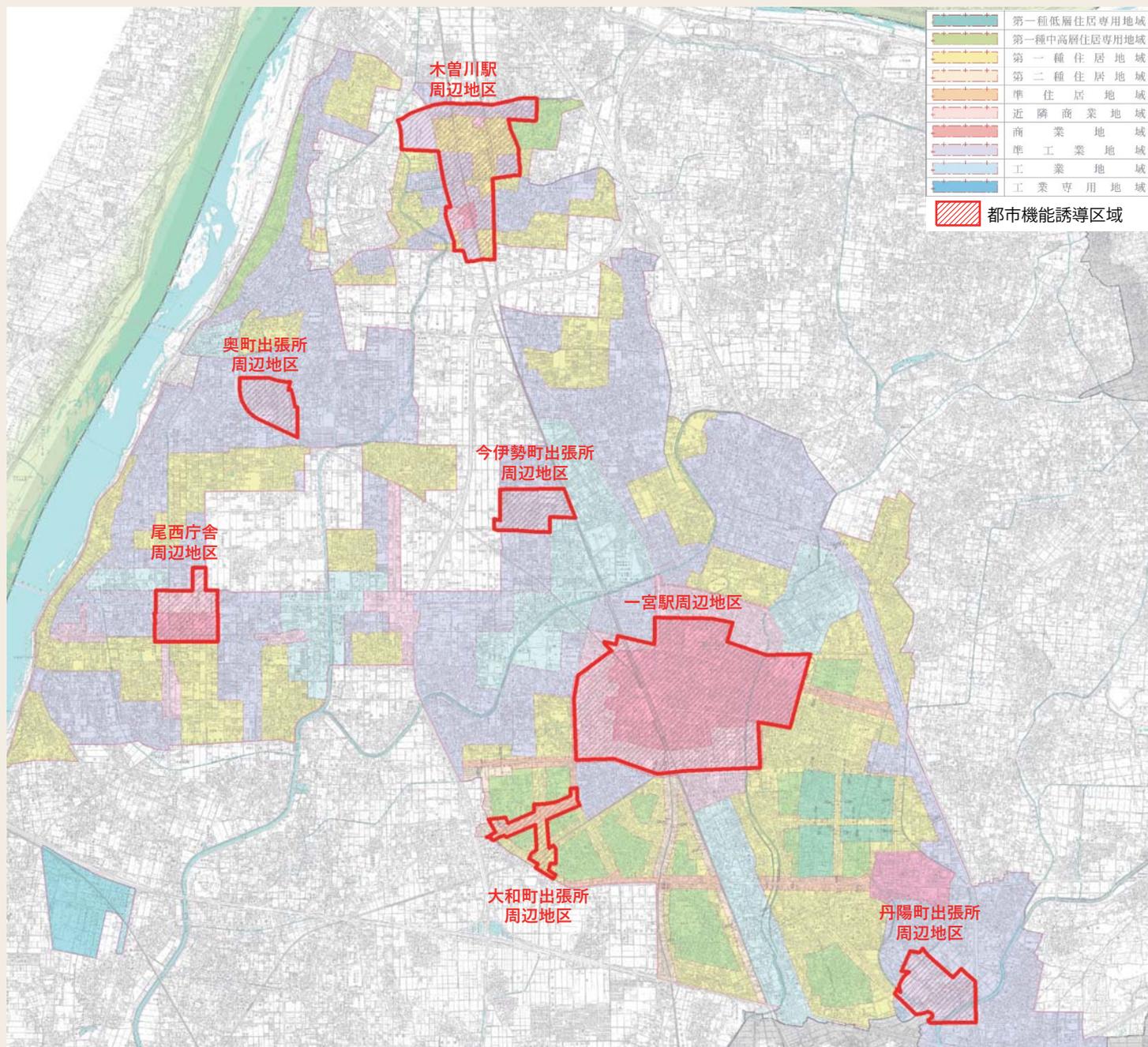
■届出の対象となる施設

届出の対象となる誘導施設は、以下の表に示すとおりです。

都市機能誘導区域ごとに誘導施設を設定しています。詳しくは P3 をご確認ください。

介護福祉機能	健康増進施設 (健康増進施設認定規程第 2 条)
子育て機能	認定こども園 (公立を除く) (就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項)
商業機能	商業施設 (生鮮食料品を取り扱うもの) (大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗面積 10,000 m ² 以上の施設) 商業施設 (生鮮食料品を取り扱うもの) (大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗面積 3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満の施設)
医療機能	地域医療支援病院 (病床 200 床以上) (医療法第 4 条第 1 項) 病院 (病床 20 床以上) (医療法第 1 条の 5 第 1 項)

都市機能誘導区域



都市機能誘導区域ごとの誘導施設

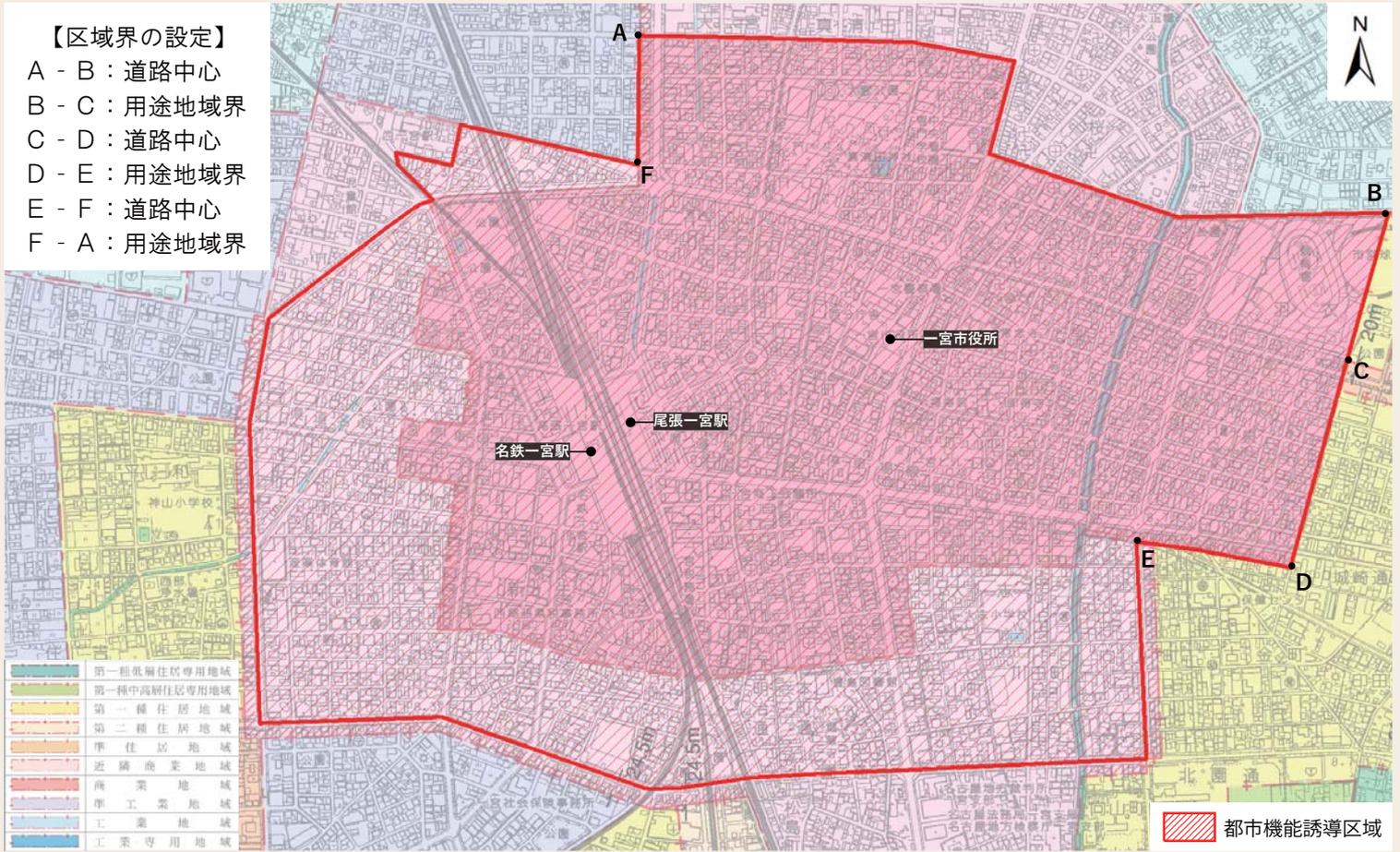
(◎：既存施設の維持を含む)

機能	都市機能誘導施設	一宮駅 周辺地区	尾西庁舎 周辺地区	木曾川駅 周辺地区	丹陽町 出張所 周辺地区	大和町 出張所 周辺地区	今伊勢町 出張所 周辺地区	奥町 出張所 周辺地区
介護福祉	健康増進施設	◎	○	◎	○	◎	○	○
子育て	認定こども園（公立を除く）	○	○	○	○	○	○	○
商業	商業施設 （生鮮食料品を 取り扱うもの）	10,000㎡以上	◎	-	◎	-	-	-
		3,000㎡以上 10,000㎡未満	◎	◎	○	○	○	○
医療	地域医療支援病院（病床200床以上）	◎	-	-	-	-	-	-
	病院（病床20床以上）	○	◎	◎	○	○	◎	◎

一宮駅周辺地区

【区域界の設定】

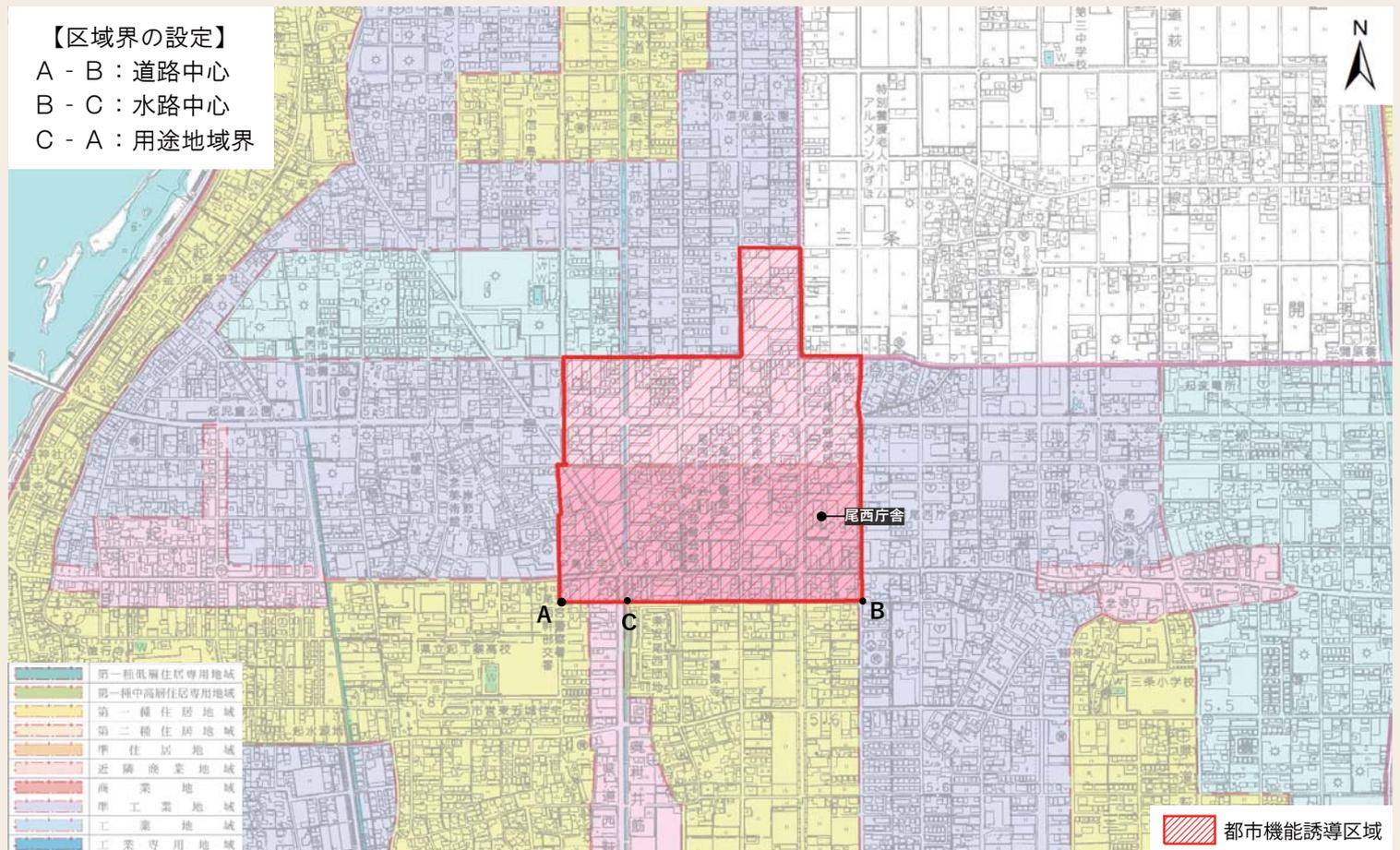
- A - B : 道路中心
- B - C : 用途地域界
- C - D : 道路中心
- D - E : 用途地域界
- E - F : 道路中心
- F - A : 用途地域界



尾西庁舎周辺地区

【区域界の設定】

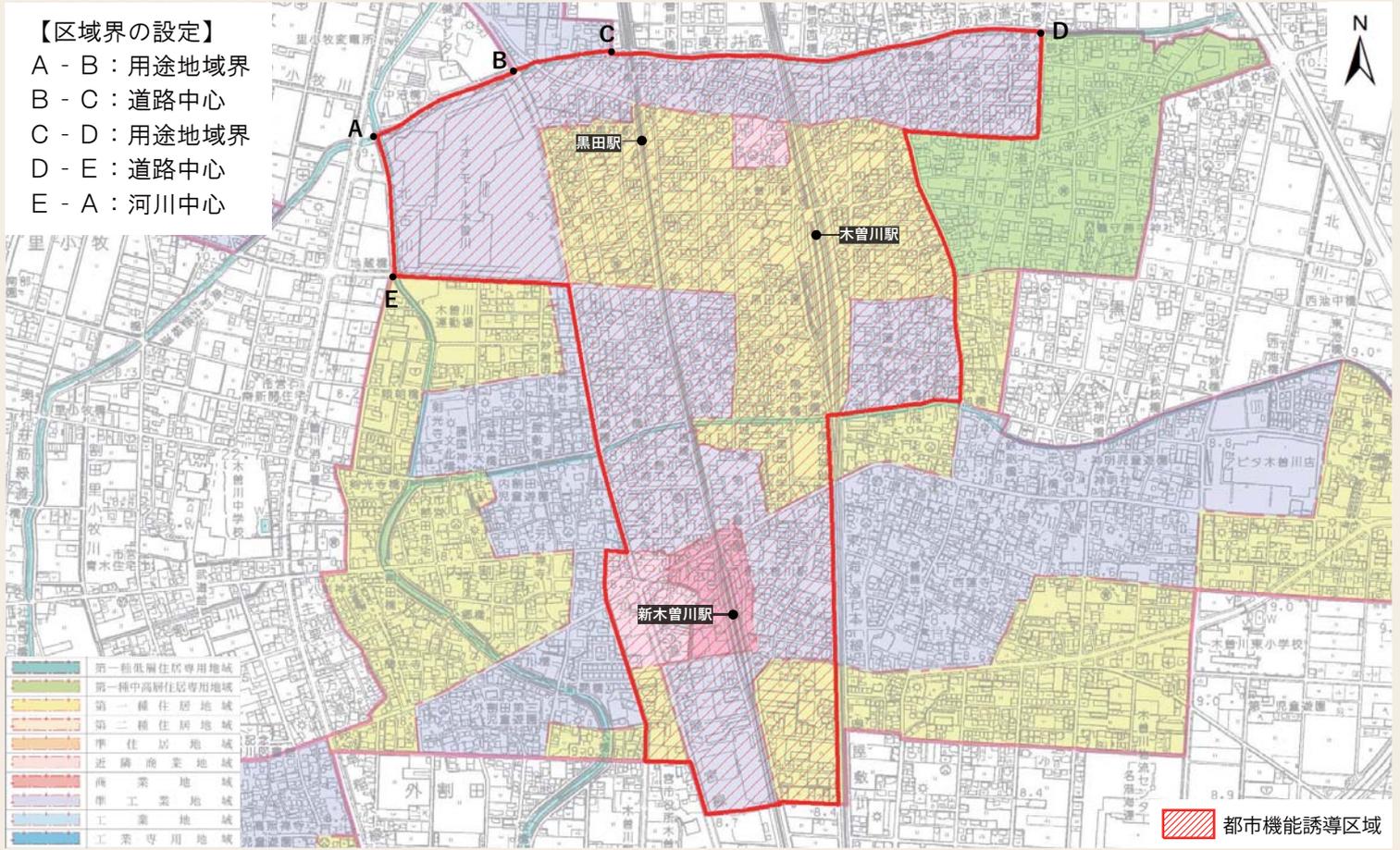
- A - B : 道路中心
- B - C : 水路中心
- C - A : 用途地域界



木曾川駅周辺地区

【区域界の設定】

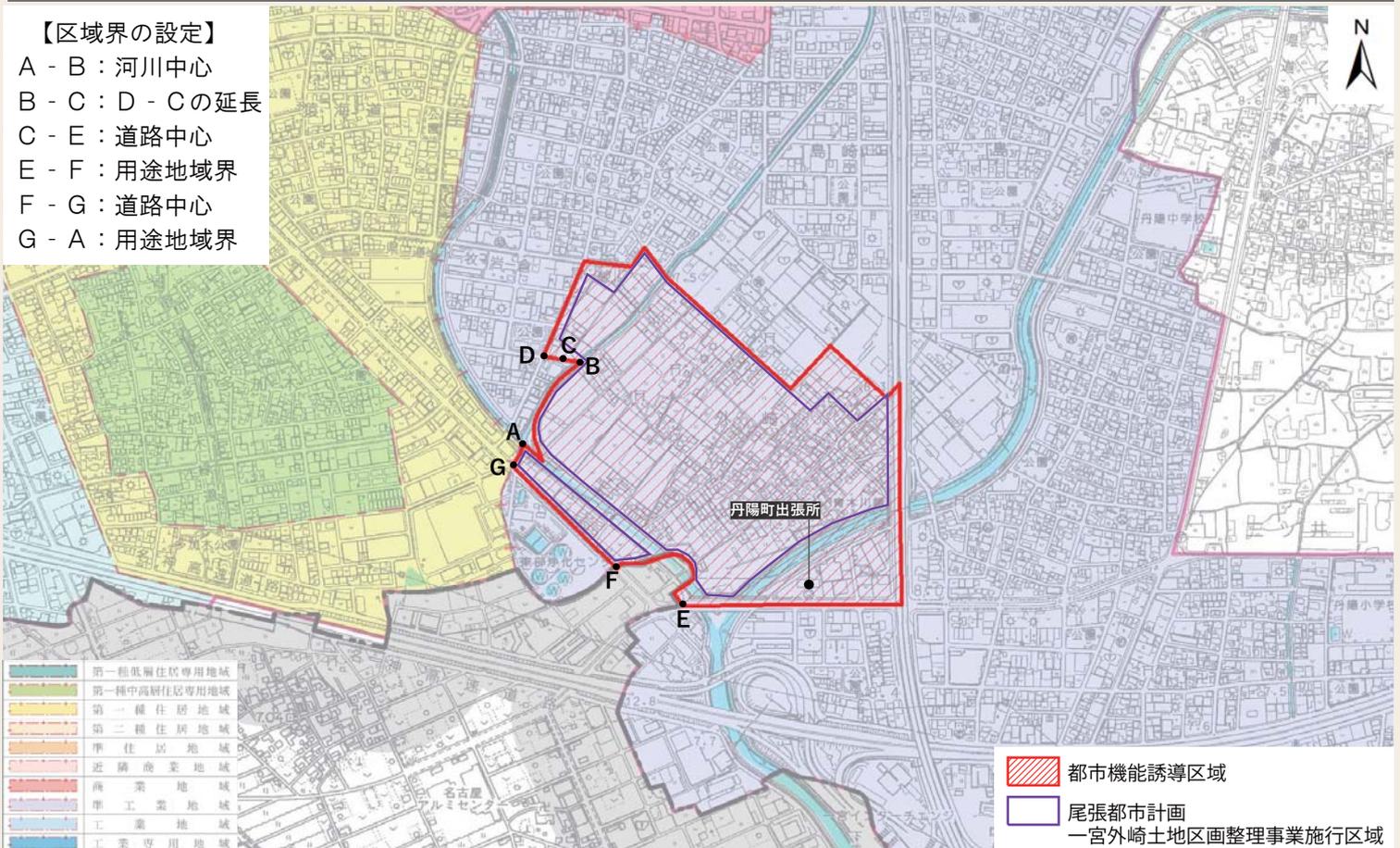
- A - B : 用途地域界
- B - C : 道路中心
- C - D : 用途地域界
- D - E : 道路中心
- E - A : 河川中心



丹陽町出張所周辺地区

【区域界の設定】

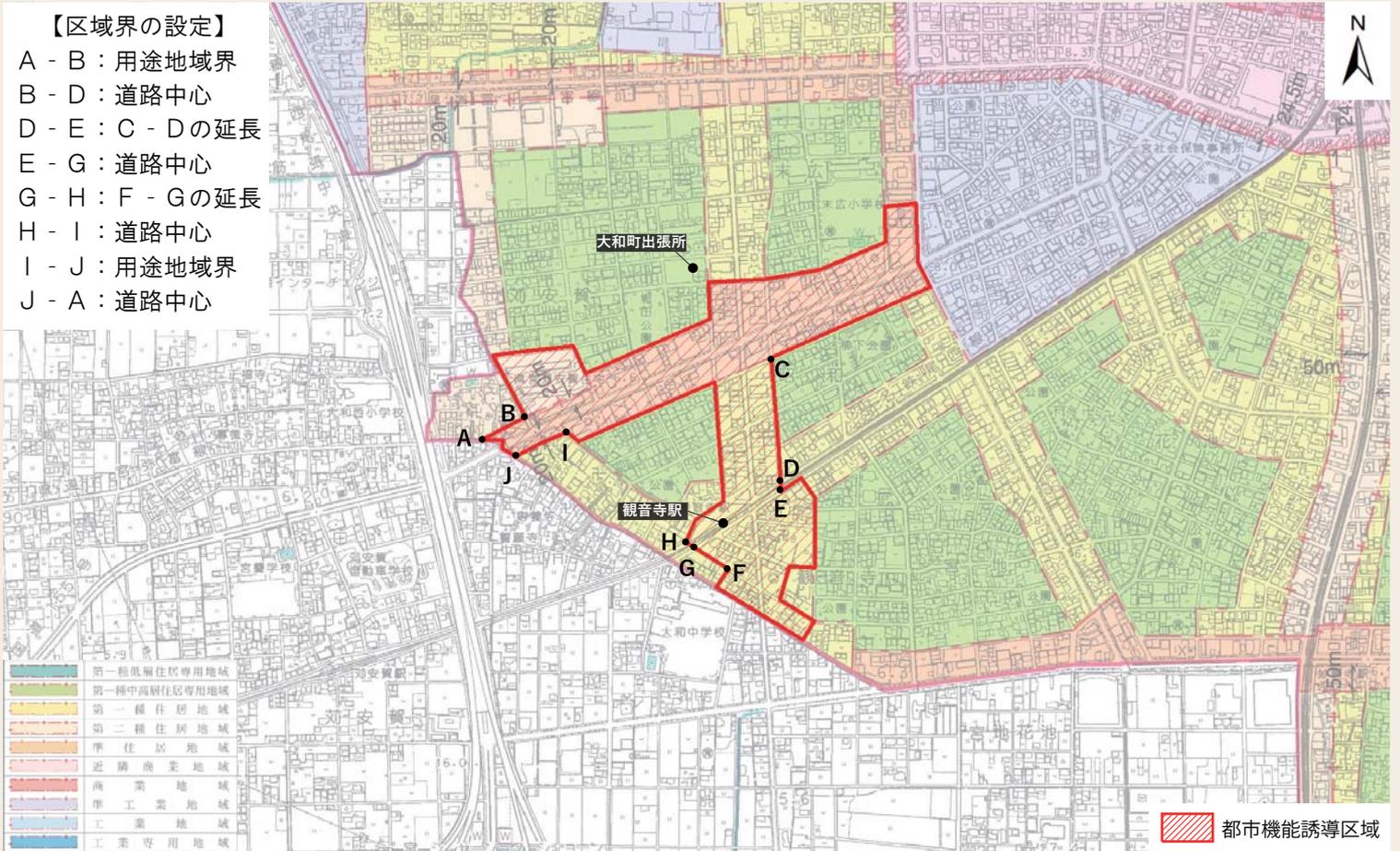
- A - B : 河川中心
- B - C : D - Cの延長
- C - E : 道路中心
- E - F : 用途地域界
- F - G : 道路中心
- G - A : 用途地域界



大和町出張所周辺地区

【区域界の設定】

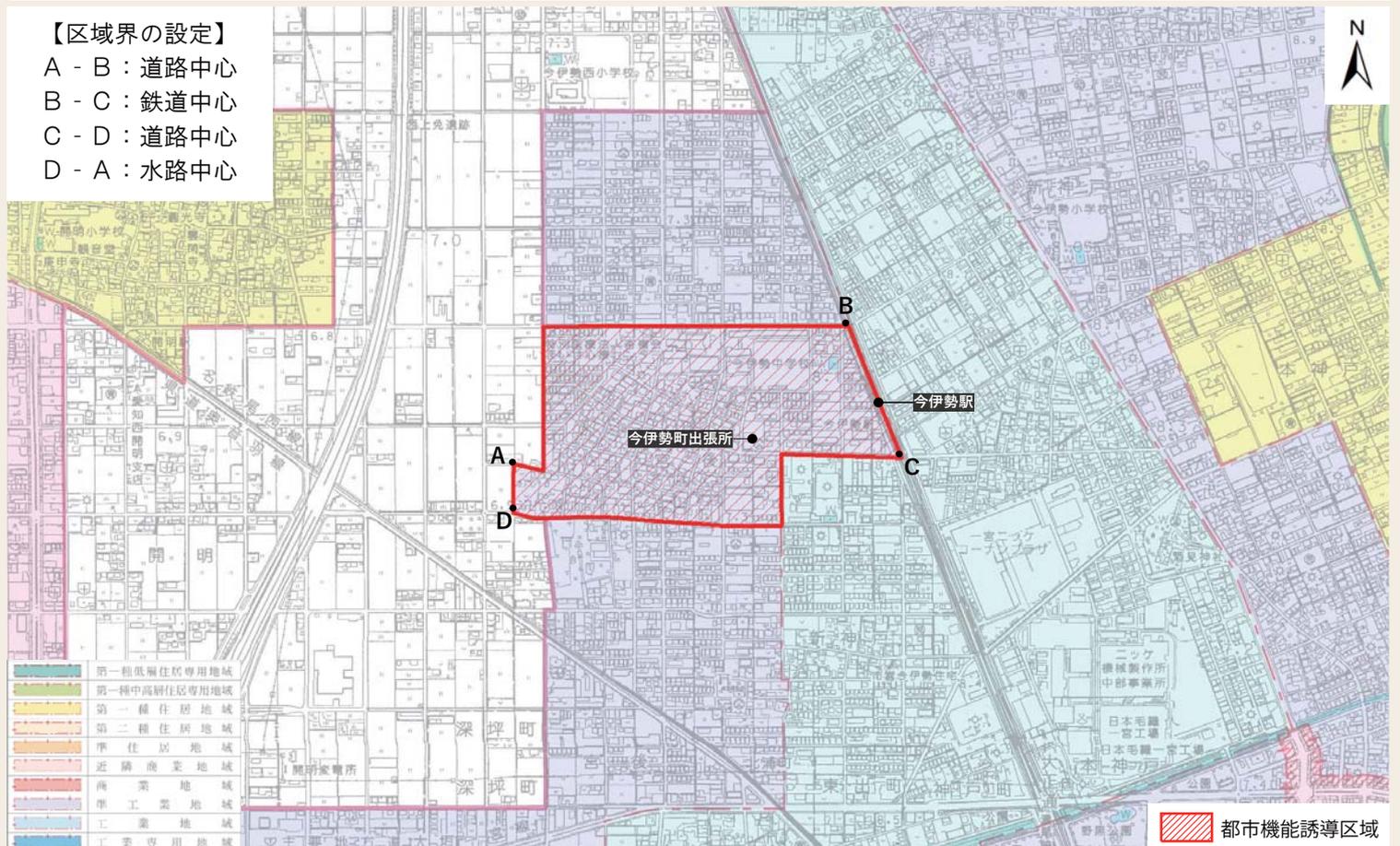
- A - B : 用途地域界
- B - D : 道路中心
- D - E : C - Dの延長
- E - G : 道路中心
- G - H : F - Gの延長
- H - I : 道路中心
- I - J : 用途地域界
- J - A : 道路中心



今伊勢町出張所周辺地区

【区域界の設定】

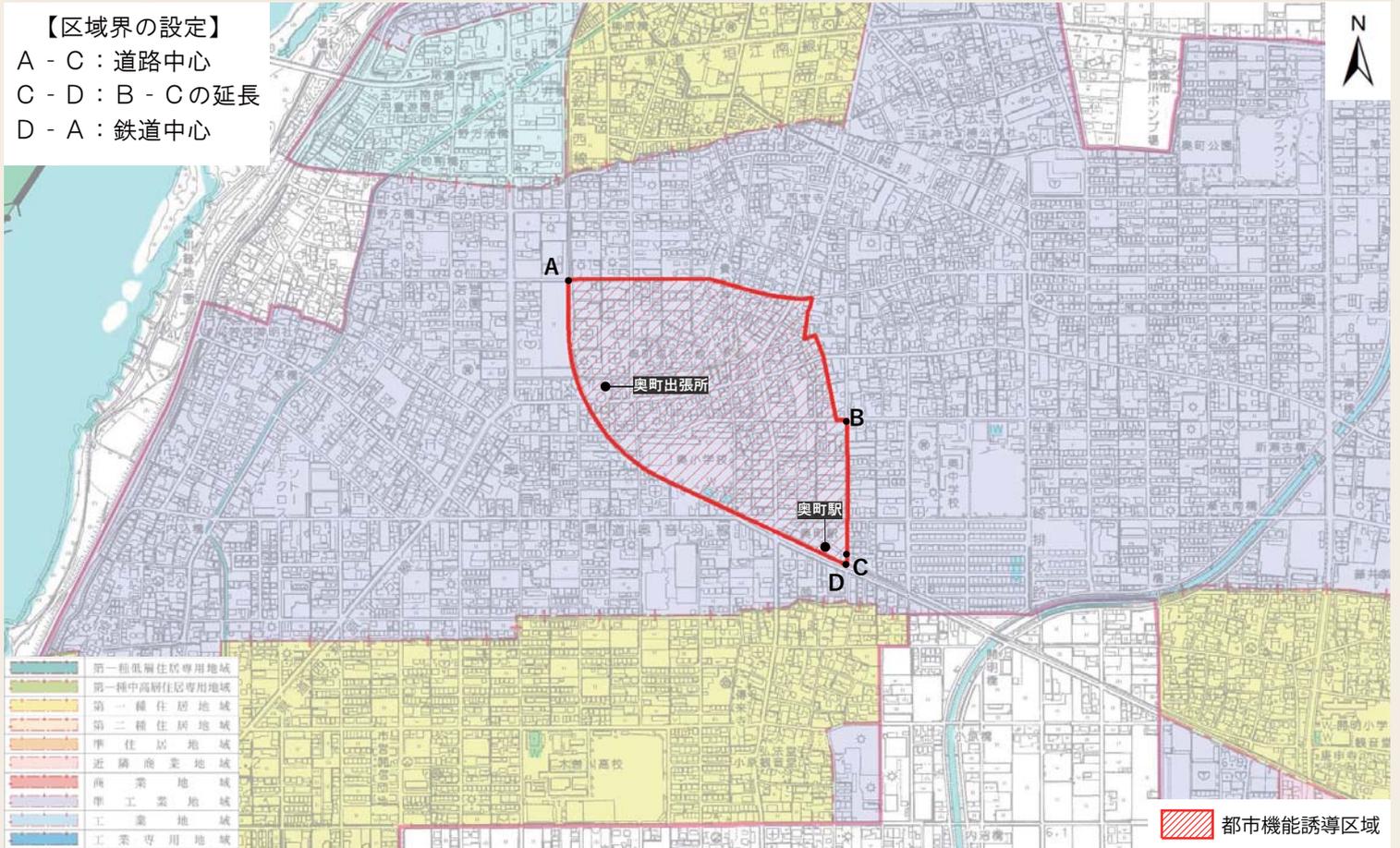
- A - B : 道路中心
- B - C : 鉄道中心
- C - D : 道路中心
- D - A : 水路中心



奥町出張所周辺地区

【区域界の設定】

- A - C : 道路中心
- C - D : B - Cの延長
- D - A : 鉄道中心

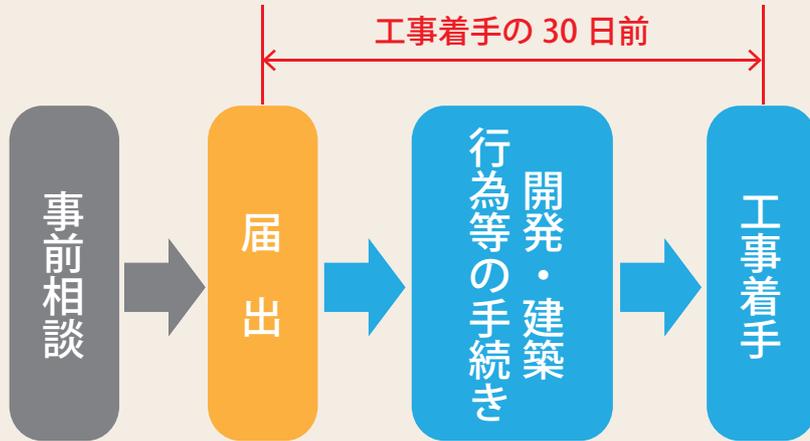


3 届出手続きの流れ

■届出の時期

届出の対象となる行為に着手する 30 日前までに市長へ届出を行う必要があります。なお、開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出することが望ましいとされています。

したがって、届出の対象となる行為を行おうとする場合は、事業を検討する早い段階からご相談ください。



【重要】

一宮市立地適正化計画が公表される日（平成31年5月1日）以降に着手される行為が届出の対象となります。そのため、5月31日以前に着手される場合はご相談ください。

4 届出の書類

①開発行為

届出書	様式第 18（法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係）
添付図書	①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上） ②設計図（設計平面図 計画平面図 縮尺 1/100 以上） ③その他参考となる事項を記載した図書

②建築等行為

届出書	様式第 19（法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）
添付図書	①敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上） ②建築物の 2 面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上） ③その他参考となる事項を記載した図書

③開発・建築等行為の届出内容を変更する場合

届出書	様式第 20（法施行規則第 55 条第 1 項関係）
添付図書	上記それぞれの場合と同様

④施設を休止・廃止する場合

届出書	様式第 21（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2）
-----	--------------------------------

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(あて先) 一宮市長

届出者 住所
氏名 印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

年 月 日

(あて先) 一宮市長

届出者 住 所
氏 名 印

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

（あて先）一宮市長

届出者 住 所
氏 名 印

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日 年 月 日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - （1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - （2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

平成31年3月25日発行

■お問い合わせ先

一宮市 まちづくり部 都市計画課

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番地6号

TEL : 0586-28-8632 (ダイヤル)

FAX : 0586-73-9218